主 文 本件上告を棄却する 理 由

辯護人木田茂晴上告趣意書第一點は日本國民は憲法第二十一條の規定によつて集會結社及び言論出版その他一切の表現の自由は保障されて居るのである。食糧緊急措置令第十一條の規定ば明かに此憲法違反の法律である。

罪を宣告した原判決は此の點に於て破毀すべきであるというのである。 食糧緊急措置令は昭和二十一年二月十一日に公布された舊憲法第八條にいわゆる 緊急勅令であるがその趣旨とするところは、當時いよい第迫していた食糧事情と 費處するため、政府が終戦前より採り來つた食糧管理制度を一層強化し(一)共 食糧の強制収用(二)生鮮食糧品の統制(三)不正受配者の嚴罰(四)供出阻害行 為の取締の四つの施策を強力に押し進めんとするにあつたのであり、(四)の施策 長具現したものが令第十一條の規定だつたのである。主食の絶對が不足している我 を具現したものが令第十一條の規定だつたのである。主食の絶對が不足している我 を具現したものが令第十一條の規定だつたのである。 としては供出による食糧の蒐集にあらゆる施策を推進すべきであつたから供出 としては供出による食糧の蒐集にあらゆる施策を推進すべきであったから供出 害する言動を爲すようた者に對しては斷乎對處するの必要のあつたのは當然で令第 十一條はまさにその趣旨に出たものである。

しかして原判決の認定した被告人の所爲は令第十一條にいわゆる煽動と斷じ得ないわけのものではないのである。即ち論旨は採用の餘地なきものと考える。_____

上告論旨第二點は原審公判では昭和二十二年五月一日A、B、C、同年五月十二日D、E、同年五月二十二日F、G、a村の證人を呼んで昭和二十一年十一月十五

日の上川郡 H村 I 國民學校の農民大會に於ける被告人の發言の内容を取調べたのである。其の結果は證人 E (之は警察官)以外の證言は被告人の發言が明瞭に供米阻止になると證言したものは一人もなく殊に證人 A 同 C の如きは明かに反對め證言をして居るのである。演説の内容が如斯く聞く者によつて種々に判斷された場合は其の眞意は演説するものの意思によつて決定する外はない。裁判所は事實の認定をする専權があるからと言つて常識から外れた事實の認定をする權利がないのは當然である。

然るに原審は被告人を有罪にせんとする餘りに演説という公衆の面前で行はれた 行為に對して公衆が如何に之を感じたかといふ客觀的事實を無視して二、三の證人 の證言しかも警察官の證言を根本として本件事實の認定をして居るのである。斯る 事實の認定の方法は人間の常識に反する違法の認定方法であるから原判決は此の貼 に於ても破毀すべきであるというにある。

しかし原審は證人Eの證言を措信し得べきものとして判示認定の證據に供したものであつて所論摘録の各證言は證據力が薄弱か或は皆無なものとして採用しなかつたことが明かであり、かような證據の取捨撰擇は原審の専權に任せられている事柄だから、それを採用しなかつたからといつて、又原審が警察官の證言に依據したからといつて、それだけでは常識外れの認定だとは斷ずるを得ない。畢竟論旨は原審のなした證據の取捨選擇を批難し、延いて原判決に事實の誤認あることを主張するものであるから刑訴應急措置法上適法な上告理由とするに足りないものである。

以上説明した通り本件上告は理由のないものであるから刑事訴訟法第四百四十六 條に則り主文の通り判決をする次第である。

(裁判長裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 原和雄 裁判官 藤田和夫)